

厚木市老人福祉センター寿荘  
移転方針

厚 木 市

# 厚木市老人福祉センター寿荘移転方針について

## 1 趣旨

老人福祉センター寿荘（以下「寿荘」という。）は、文化教養活動やレクリエーションなどを供与し、高齢者に健康で明るい生活を営んでもらうことを目的とした、老人福祉施設です。

寿荘が所在する厚木シティプラザは、複合施設等整備基本計画（令和2年1月策定）等において、権利者との意見調整を図った上で解体し、隣接するバスセンターの拡張用地や、広場として活用する予定とされています。

こうしたことから、現在ある寿荘の機能を他の建物に移転する必要があるため、施設の移転に向けた方針をここで示すものです。

## 2 施設の概要

- 根拠条例 厚木市立老人福祉センター条例（昭和53年3月31日）
- 所在地 中町一丁目1番3号 厚木シティプラザ（5階、6階の一部）
- 開館日 347日（休館日：年末年始及び施設点検日）
- 開館時間 午前9時から午後7時まで
- 延べ床面積 827.89㎡
- 諸室の配置

＜貸館施設＞ 738.21㎡			
大会議室	260.86㎡（200人）	和室	39.42㎡（20人）
美術室	53.48㎡（20人）	小会議室A	83.40㎡（35人）
小会議室B	47.15㎡（20人）	音楽室A	118.86㎡（50人）
音楽室B	58.12㎡（25人）	トレーニング室	53.48㎡（10人）
事務室	23.44㎡	※（ ）内は収容定員	
＜その他＞ 89.68㎡			
ヘルストロコーナー	26.00㎡	収納庫(3室)	63.68㎡

### ■利用状況

年度	利用人数
令和元年度	105,246人
令和2年度	28,376人
令和3年度	44,473人
令和4年度	105,015人
令和5年度	64,155人

### 3 移転に係る経過

- ・昭和53年2月 総合福祉センター隣接地に建設  
地上3階 延べ床面積872.55㎡
- ・平成27年4月 現在地（厚木シティプラザ5階、6階）へ移転  
厚木シティプラザ5階、6階の一部 延べ床面積 827.89㎡
- ・平成30年9月 寿荘に関する市民アンケート調査（新庁舎への移転）を実施
- ・令和2年1月 複合施設等整備基本計画
- ・令和4年2月 公共施設最適化基本計画・個別施設計画
- ・令和5年5月 寿荘の移転に関する利用者アンケート（機能移転）を実施
- ・令和6年10月 寿荘利用団体意見交換会（機能移転）を実施
- ・令和7年1月 寿荘利用団体意見交換会（機能移転）を実施
- ・令和7年2月 市民参加条例に基づく意見交換会を実施

### 4 個別計画における位置付け

#### ■公共施設最適化基本計画・個別施設計画

高齢者の生きがいづくり及び健康づくりの活動の場として、中心市街地に立地し、市民の健康の向上及び福祉の増進を図ることを目的に設置した保健福祉センター等への機能の移転を検討します。

### 5 移転先の選定に係る留意点

- （1）老人クラブ連合会からの意見に基づく選定  
老人クラブ連合会の皆様と協議を進めながら、適正な配置を検討します。
- （2）利用団体からの意見に基づく選定  
寿荘の利用団体の皆様のご意見を伺いながら、適正な配置を検討します。

## 6 移転先候補地



### 候補地1：厚木市保健福祉センター

(メリット)

- ・ 中心市街地で厚木バスセンターからも近く、現状と利便性に差がない。
- ・ 貸館機能（6階ホール）が共用でき、スペース確保につながる。

(課題)

- ・ 開館時間等が異なるため、利用団体との利用方法の調整が必要。
- ・ 児童発達支援センターや療育相談センターがあるため、施設利用における動線への配慮が必要。

### 候補地2：アミューあつぎ

(メリット)

- ・ 中心市街地で厚木バスセンターからも近く、現状と利便性に差がない。

(課題)

- ・ 開館時間等が異なるため、利用団体との利用方法の調整が必要。
- ・ 高齢者が利用できる施設として、無料と有料が混在する。
- ・ 公共フロア、商業フロア共に、空きスペースがない。

### 【最終候補地として】

二つの候補地のメリットと課題を勘案し、最終候補地を保健福祉センターに選定します。

#### 厚木市保健福祉センター

(中町一丁目4番1号／平成2年度竣工・築35年／SRC工法／1063.18㎡)

(ア) 水浴訓練室（6階、529.04㎡）

- ・ 水浴訓練室 330.85㎡
- ・ 更衣室等 121.20㎡
- ・ 廊下等 76.99㎡

※令和6年9月30日廃止

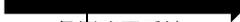
(イ) 保健福祉センター貸館

- ・ 6階ホール 534.14㎡
- ※現在の保健福祉センターの利用団体と共用

## 7 厚木市立老人福祉センター条例の一部改正

厚木市老人福祉センター寿荘の移転に伴い、厚木市立老人福祉センター条例第2条における老人福祉センターの位置を改正する予定です。

## 8 今後のスケジュール

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
 寿荘利用団体 意見交換	 寿荘利用団体 意見交換 (レイアウト調整等)	 条例改正手続		
 市民参加 (意見交換)	 市民参加 (パブコメ) 内装設計	 水浴訓練室 解体・改修工事	 移転手続・供用開始	